

令和6年3月28日

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

受領委任の取扱いに係る療養費について、東海北陸厚生局及び愛知県が共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復師施術療養費の受領委任の取扱いの中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

氏 名 西川 裕育（にしかわ ひろいく） 62歳

施 術 所 名 にしかわ接骨院

施術所所在地 愛知県大府市森岡町2丁目76

（東海北陸厚生局への登録所在地：

愛知県大府市森岡町平子79-2 1階）

開 設 者 西川 裕育

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和6年3月29日

（当該柔道整復師は、以後、原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 監査を行うに至った経緯

医療通知を確認した患者から、当該施術所に通院していないにもかかわらず、療養費が請求されている旨の情報提供があったことから、令和4年11月22日、令和5年3月13日及び令和5年6月27日の3回にわたり個別指導を実施したが、正当な理由なく個別指導を欠席した。その間においても、正当な理由とは認められない体調不良等を理由に個別指導を欠席した日に施術を行ったとして療養費を請求しているなど、不正又は著しい不当な請求が強く疑われたため当該柔道整復師に対して監査を実施することとした。

4 受領委任の取扱いの中止に至った主な事由

度重なる監査の通知を送付したにもかかわらず、当該柔道整復師は、正当な理由なく監査を拒否し、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付保発0524 第2号厚生労働省保険局長通知）の別添1「受領委任の取扱協定」第8章41（指導・監査）を遵守しなかった。

このことは、受領委任の取扱いの中止を定めた「受領委任の取扱協定」第2章 15
(受領委任の取扱いの中止)に該当する。